

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	松倉地区 (鹿熊、鉢・虎谷、小菅沼、池谷、北山、坪野、稗 畠、室田、観音堂、金山谷) ※大熊・古鹿熊・河原波・松倉地区は除く(計:8.13ha)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(大熊、古鹿熊、河原波、松倉地区を除く)	178.51 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	92.20 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	53.04 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.96 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	31.08 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.20 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	77.20 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	17経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	45.41 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	52名
⑦ ⑤+⑥	122.61 ha
⑧ ⑦/①	68.69%
(備考)	

注1: ③の「○才以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

松倉地区の耕地面積178.51haのうち、認定農業者等の地域の中心経営体となる農業者の耕作面積は77.20haであり、集積率は43.25%となっている。

地区内に集落営農組織が2組織、認定農業者が6経営体いるほか、他地区から入作している認定農業者も2経営体おり、個人を含め、地域の農業の中心となる農業者は17経営体となっている。また、地区に拠点を持つ認定農業者においては、50代が1名、40代が1名、30代が3名と若い世代もいる。さらに、後継者を有する認定農業者も2名おり、5～10年後の後継者等の有無については他地区と比較すると恵まれているといえ、**地域の農業の担い手は十分に確保されているといえる**。しかしながら、**後継者がいないとする認定農業者もいることから、その後継者を確保する必要がある**。

一方、松倉地区は中山間集落である。勾配も急であり、観音堂地区を除く地区は、基準単収のグループB又はCに属するなど、市内の平地地域集落に比べ水稻の生産性が劣る。加えて、イノシシ、サルによる鳥獣被害も多い。こうしたことから、新たな入作者等の急激な増加は困難であると思われる。

しかしながら、松倉地区の農地を維持・発展するため、既存の地区内の認定農業者等といった**担い手への農地の集積・集約化を進める**と同時に、新たな受け手が参入しやすいよう**スマート農業の導入や新たな営農組織の設立の検討**を行い、**入作者の受け入れを積極的に進めていく必要がある**。

一部地区においては、山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地等の判断等も適宜行っていく**。

また、**地区の特長を生かした新しい方策による農地の利用方法についても検討**する必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

※耕地面積は農地台帳による。耕作面積は、水田営農計画データによる。

(鹿熊)

鹿熊地区の耕地面積は22.17ha。うち、20.48%にあたる4.54haを地域の中心経営体である**《個人名等のため非公開》**が耕作している。引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進めるとともに、新たな受け入れの促進、集落内の営農組織の設立について検討**していく。

山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地判断等を適宜行っていく。**

(鉢・虎谷)

鉢・虎谷地区の耕地面積は24.26ha。うち、20.20%にあたる4.90haを**《個人名等のため非公開》**が耕作又は保全管理している。また、農地の多くが地域の農地所有者に保全管理等されているも、**地区の耕地面積の約半数は農地所有者が70歳以上であることから後継者等のあり方について検討する必要がある。**

引き続き**認定農業者の理解を得ながら地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進める。**

また、地区の農地維持のため、**同地の特長を生かし、酪農農家と連携し、地区内の農地に妊婦牛の放牧するなど、新しい形の農地利用について地域で検討**していく。

山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地判断等を適宜行っていく。**

(小菅沼)

小菅沼地区の耕地面積は9.66ha。うち、90.89%にあたる8.78haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進めるとともに、後継者等の育成や新たな入作者の受け入れを促進**していく。

(池谷)

池谷地区の耕地面積は6.40ha。うち、95.31%にあたる6.10haを**《個人名等のため非公開》**が耕作又は保全管理等を行っている。引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進めるとともに、後継者等の育成や新たな入作者の受け入れを促進**していく。

営農組合の役員の後継者についても**検討**する必要がある。

(北山)

北山地区の耕地面積は8.12ha。しかしながら、地区内を耕作する認定農業者等はいない。こうしたことから、**新たな営農組織の設立や他地区の営農組織との連携、入作者の受け入れの促進など、中心となる経営体の創設に向けて、地区および地区の農業者と検討**していく必要がある。

(坪野)

坪野地区の耕地面積は30.32ha。うち、60.62%にあたる18.38haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

引き続き**認定農業者の理解を得ながら地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進める。**

新たな営農組織の設立や他地区の営農組織との連携、入作者の受け入れを促進していく。

農地の最適化・効率化を図るため、地権者の理解を得ながら**スマート農業の導入**について検討する。

山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地判断等を適宜行っていく。**

(稗島)

稗島地区の耕地面積は14.37ha。うち、73.21%にあたる10.52haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作又は保全管理等を行っている。

引き続き**認定農業者の理解を得ながら地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進める。**

地区の農地維持のため、**同地の特長を生かし、酪農農家と連携し、地区内の農地に妊婦牛の放牧するなど、新しい形の農地利用について地域で検討**していく。

(室田)

室田地区の耕地面積は14.28ha。うち、24.37%にあたる3.48haを《**個人名等のため非公開**》が耕作又は保全管理等を行っている。

引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化の維持、推進**を図る。

集落内の営農組織の設立又は他地区の営農組織との連携についてについて検討する。

新たな担い手の創出、受け入れを推進していく。

(観音堂)

観音堂地区の耕地面積は9.38ha。うち、31.24%にあたる2.98haについて、《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化の維持、推進**を図る。

集落内の営農組織の設立又は他地区の営農組織との連携についてについて検討する。

農地利用の最適化・効率化のため、地権者の同意を得ながら**スマート農業の導入等**について検討する。

新たな担い手の創出、受け入れを推進していく。

(金山谷)

金山谷地区の耕地面積は39.55ha。うち、44.42%にあたる17.57haについて《**個人名等のため非公開**》が耕作している。

引き続き**地域の農業の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化の維持、推進**を図る。

集落内の営農組織の設立又は他地区の営農組織との連携についてについて検討する。

農地利用の最適化・効率化のため、地権者の同意を得ながら**スマート農業の導入等**について検討する。

新たな担い手の創出、受け入れを推進していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻)	2.65 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.15 ha	鹿熊、金山谷
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻)	6.03 ha	主穀作 (水稻ほか)	7.03 ha	坪野
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	12.71 ha	主穀作 (水稻ほか)	13.21 ha	金山谷、観音堂
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	3.98 ha	主穀作 (水稻ほか)	4.18 ha	鹿熊、室田、観音堂、金山谷
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻・野菜)	9.98 ha	主穀作 (水稻・野菜)	10.48 ha	坪野
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	6.64 ha	主穀作 (水稻ほか)	7.14 ha	鉢・虎谷、稗畠、金山谷
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	9.02 ha	主穀作 (水稻ほか)	9.52 ha	鹿熊、小菅沼、池谷、室田、金山谷
集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	9.18 ha	主穀作 (水稻ほか)	10.18 ha	稗畠、坪野、室田
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.99 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.99 ha	金山谷
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	3.11 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.61 ha	室田
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.80 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.80 ha	鹿熊
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	2.24 ha	主穀作 (水稻ほか)	3.24 ha	坪野
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	6.07 ha	主穀作 (水稻ほか)	7.07 ha	小菅沼
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.41 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.91 ha	金山谷
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.14 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.64 ha	金山谷
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.60 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.10 ha	観音堂、金山谷
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.65 ha	主穀作 (水稻ほか)	1.15 ha	金山谷
計	17経営体	-	77.20 ha	-	88.40 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。